

高知くらしの護身術

109

振込め詐欺

被害救済に新しい法

(2008年11月4日掲載原稿)

架空請求などの振込め詐欺でお金を振り込んでしまった場合、これまでは振り込んでしまったお金を取り戻すには犯人を相手に裁判をする必要があり、被害者救済は困難でした。

しかし平成20年6月21日、振込め詐欺の犯罪に利用された口座に滞留している犯罪被害金を、被害にあった方に支払う手続きを定めた「振込め詐欺救済法」(犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復の支払等に関する法律)が施行され、裁判を経ず被害者救済が出来る事になりました。

支払の対象になる「犯罪利用口座」とは、架空請求、オレオレ詐欺や、ヤミ金融業者に騙されて振り込まされた保証金詐欺などの、いわゆる「振込め詐欺」でお金の振込先に使用された預金口座のことです。「医療費の還付がある」などとATMから送金させる「還付金詐欺」も、支払の対象になります。

対象口座は、各金融機関のホームページか、預金保険機構のホームページで順次公開されています。

支払申請は、振込先の金融機関に申請書と本人を確認できる書類(運転免許証など)、振り込んだ事実を確認できる資料(振り込み明細書など)を提出する必要があります。

詳しくは、振込んだ相手口座の金融機関にお問合せください。

同一口座で被害者が複数で、被害合計額が預金残高を上回る場合は、被害額に応じて按分されます。

被害者に返還出来る額が確定した犯罪利用口座は順次公告され、各口座ごとに支払申請の受付が行われています。

第1回目の×切りは12月16日(火)15時となっています。